

令和6年函審第16号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月14日12時08分

石狩湾南部

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 0.7トン

登 録 長 4.14メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 144キロワット

3 事実の経過

(1) Aの構造及び設備等

Aは、平成19年4月に進水し、最大搭載人員が旅客3人及び船員1人のウォータージェット推進装置を装備したオープンデッキ型FRP製モーターボートで、中央部に操縦区画、同区画前部やや右舷寄りに舵輪及び回転計、速度計等を組み込んだパネル、その右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷側に物入れ、操縦区画後部に連続して同乗者用の座席をそれぞれ備え、舷縁で囲まれていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和6年9月14日12時05分北海道小樽市の海岸を発し、石狩湾南部の遊走海域に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、石狩湾南部において、波高約1メートルの北寄りの波浪が押し寄せ、海岸線北方沖合約160メートルのところに、高起した磯波が発生しているのを認め、同波を受けると大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったが、この程度の磯波ならば無難に乗り越えることができるものと思い、発航を中止しなかった。

こうしてa受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、発進して直ちに北緯43度09分09秒東経141度11分09秒の地点（以下「基点」という。）から193度（真方位、以下同じ。）90メートルの地点で、針路を遊走海域に向く337度に定め、機関を回転数毎分700ないし800にかけ、1.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行し、12時08分僅か前海岸線北方沖合約160メートルのところとなる、基

点から303.5度90メートルの地点付近に至り、右舷船首方から磯波を受け、大量の海水が舷縁を越えて船内に打ち込んで左転し、12時08分基点から303.5度90メートルの地点において、Aは、船首が214度を向いたとき、原速力のまま、右舷船尾方から波高約1.5メートルの高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して瞬時に転覆した。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、付近には波高約1メートルの北寄りの波浪があり、視界は良好であった。

転覆の結果、機関に濡損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、石狩湾南部において、北寄りの波浪が押し寄せ、高起した磯波が発生していた際、発航を中止せず、同湾南部を航行中、右舷船尾方から高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、石狩湾南部において、北寄りの波浪が押し寄せ、高起した磯波が発生しているのを認めた場合、同波を受けると大傾斜し、復原力を喪失するおそれがあったのだから、発航を中止すべき注意義務があった。しかるに、同人は、この程度の磯波ならば無難に乗り越えることができるものと思い、発航を中止しなかった職務上の過失により、同湾南部を航行中、右舷船尾方から高起した磯波を受けて左舷方に大傾斜し、復原力を喪失して転覆を招き、機関に濡損等を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年5月15日

函館地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁